

## 第25回産業統計部会において出された意見等に対する回答

(質問)

一戸一法人は個別経営体に含まれているが、一戸一法人における雇用者が増えていくと、実態として、組織法人経営体と同一視できるものになってしまう。

一戸一法人と組織法人経営体の境目は、どのように線引きされているのか。

(回答)

農林業センサスにおける一戸一法人とは、家族経営体のうち法人化している経営体をいう。

家族経営体とは、1世帯（雇用者の有無は問わない）で事業を行う経営体をいい、組織経営体とは、家族経営体以外の経営体をいう。

この区分は、あくまでも1世帯で事業を行うか、行わないかにより行っているものであり、経営体の雇用者（農業経営のために雇われた者であり、経営者ではない）の多寡で区分しているものではない。

参考 農林業センサスにおける「家族・組織」区分の概念

	家族（世帯） としての経営		組織（世帯以外） としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○

(意見)

今回「なたね、そば等生産費調査」の組織法人経営体に係る部分を、農業経営統計調査に吸収せず、中止することとしているが、組織法人経営体は、数的には、農業経営体数に占める割合が小さいが、面積ベースでいえばシェアは小さくないと思われ、引き続き、把握するべきではないのか。

(回答)

1 「なたね、そば等生産費調査」は、戸別所得補償制度が農政の根幹の政策となる中で、「なたね、そば等」については従来生産費を把握していなかったため、21年産(22年度)から急遽「一般統計調査」として把握することとしたものである。

その際、戸別所得補償制度の具体的設計が明確ではなかったが、米、小麦及び大豆の主要品目については組織化も進展しつつあるという状況に鑑み、個別経営とは別に、組織法人について「なたね、そば等生産費調査」に追加的に組み入れ把握することとしたものである。

しかしながら、22年度から導入された米の戸別所得補償モデル事業のみならず、23年度から本格実施された畑作物を含む農業者戸別所得補償制度においても、全国一律の交付単価を算定するに当たっては、「個別経営の生産費」が活用されたところである。

2 農林統計組織は、総人件費改革により直近数年間で人数が半減する中で、マンパワーの効率化・重点化が不可避となっている。こうした中で、上記1の経緯を踏まえ、今般の見直しにおいて、施策的な重要度が高い、個別経営における米、小麦及び大豆生産費の精度を向上させることが優先課題であること等から、全体の標本数を大幅に拡充する必要があった。このため、限られたマンパワーを効率的・重点的に配分する観点から、「なたね、そば等生産費調査」のうち、現時点において、施策的ニーズが明確化している「個別経営体」についてのみ、基幹統計調査に統合し、引き続き実施することとしたところである。

3 いずれにせよ、「組織法人の生産費」については、21～23年産の3年間の調査により、有用なデータが蓄積されることで利活用にも対応が可能と考えているところであり、この組織法人経営体の生産費の把握が今後必要となれば、改めて実施することを検討したいと考えている。